

令和6年度運営指導結果
サービス種別：就労継続支援B型

申請者名	所在地	事業所名	運営指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
特定非営利活動法人結人の袖	南国市	就労支援事業所 未来ドア	R6.6.7	特になし		
社会福祉法人土佐あけぼの会	香南市	みかんの丘あけぼの	R6.6.14	送迎加算（Ⅰ）について、送迎実績によらずに算定していることが認められた。 送迎加算を算定する際は、送迎実績に基づいて算定すること。また、自主精査のうえ、要件を満たしていない期間について過誤請求など必要な措置を講ずること。	改善済	
特定非営利活動法人ホップあきの会	安芸市	共同作業所ホップあき	R6.8.5	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知、身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修の定期的な実施がされていないことが認められた。身体拘束等の適正化を図るため、これらの措置を講ずること。	改善済	
				虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知をしていないことが認められた。 虐待を防止するため、これらの措置を講ずること。	改善済	
				身体拘束等の適正化のために必要な措置及び虐待の発生又はその再発防止を図るための措置が講じられていないことについて、速やかに県知事に改善計画を提出するとともに、過誤請求など必要な措置を講ずること。	改善済	
				感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）を開催していないこと及び感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（以下「指針」という。）を整備していないことが認められた。 感染対策委員会を定期的に開催し、指針を策定するとともに、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。	改善済	
社会福祉法人本山育成会	本山町	りんどう	R6.10.9	特になし		
特定非営利活動法人びーす	四万十市	びーす	R6.11.21	指定就労継続支援B型事業の利用に係る契約をしたときの市町村への報告が行われていないことが認められた。 指定就労継続支援B型事業の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。 また、受給者証記載事項に変更があった場合も同様の取扱いとすること。	改善済	
				サービスを提供した際に利用者から確認を受けていないことが認められた。 サービス提供実績記録票に利用者の自署又は押印により提供したサービスの確認を受けること。	改善済	
				感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）を開催していないこと及び感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（以下「指針」という。）を整備していないことが認められた。 感染対策委員会を定期的に開催し、指針を策定するとともに、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。	改善済	
				社会福祉法人以外の設置者が作成すべき「就労支援事業事業活動計算書」及び「就労支援事業別事業活動明細書」等の計算書類が作成されていないことが認められた。 就労支援事業においては、就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した金額を工賃として利用者へ支払うこととされていることから、適正な利用者工賃の算出をするため、就労支援活動増減差額の把握が必要であることから、定められた計算書類を作成すること。	改善済	
合同会社OHANA	奈半利町	就労継続支援B型事業所 ゆずのかけはし	R7.1.8	特になし		